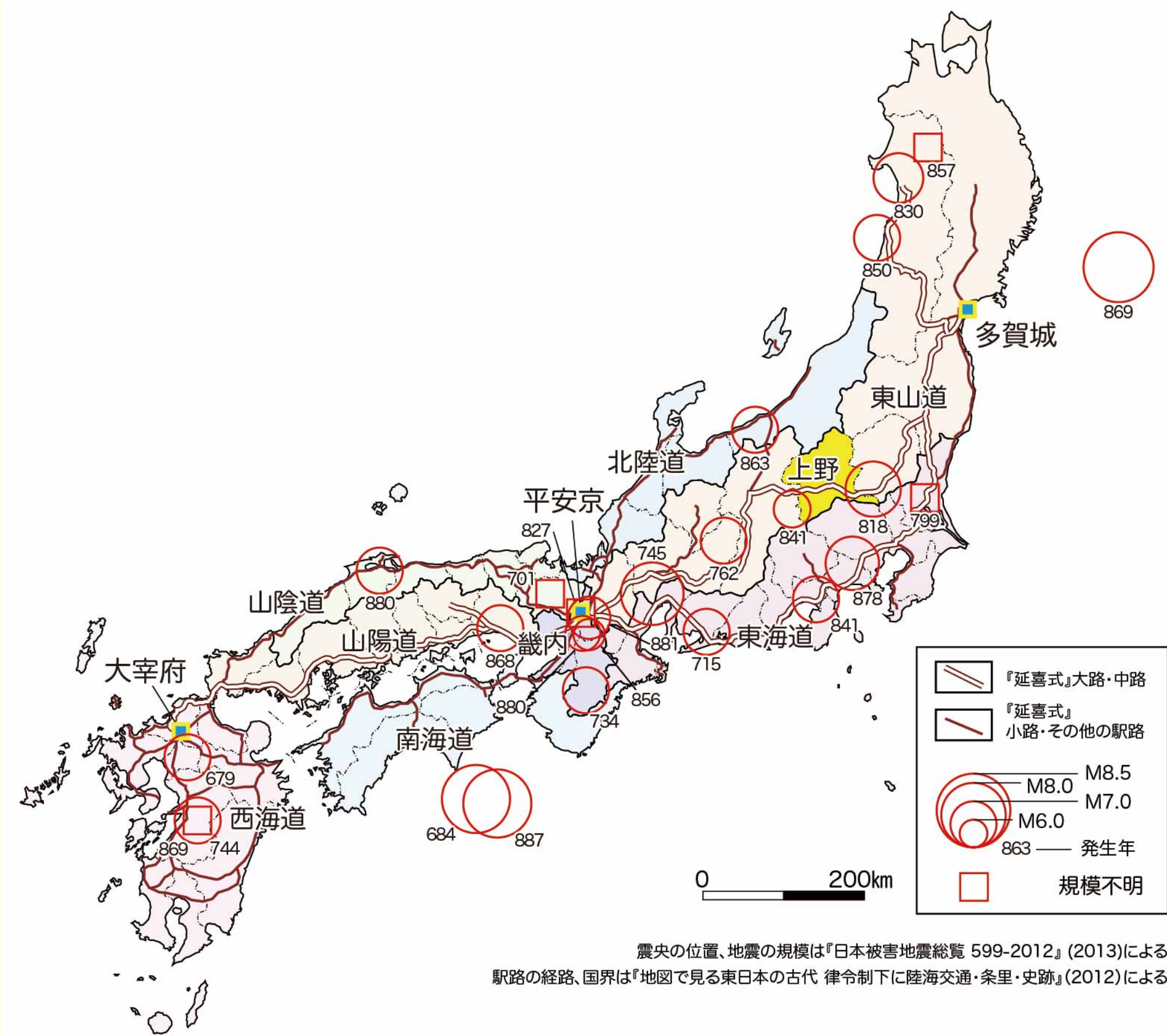


# AD 818 GREAT EARTHQUAKE IN GUNMA

## ○弘仁地震以前の地震の復興対策とは



第1図 歴史書に記録された、9世紀以前に発生した主な地震の位置と古代の地域区分・駅路。畿内で地震が多いのは、畿内では小さな地震であっても、揺れを体感した貴族たちが綿密に記録を残したためと考えられます。逆に遠方の地震では、都に報告された地震の中で規模が大きいと判断された地震のみ記録されたと考えられます。

平安時代前期は日本各地で大地震が数多く発生しました(第1図)。地震に対して、当時どんな復興対策を行ったのでしょうか?

大宝律令(西暦701(大宝1)年制定)によって奈良・平安時代の国家は、法律(律令)に基づいた体制となりました。律令には、地震発生時の政府の対応が定められていました。

具体的には、地震が発生すると、各国に派遣された国司は、政府に対して、速やかに地震被害を報告する義務がありました。国司は各郡の郡司に命じて地震被害を調査させ、その結果をまとめて政府に報告します。

地震発生を受けた政府は、上流貴族からなる会議を開きます。地震の原因を占った結果も陰陽寮(占いを専門とする役所)から提出されます。会議の議論を基に、より詳細な被害報告を国司に提出するよう求めました。

また、被災地の田畑や建造物の復興や被災者の救済に関わる条文も定められています。例えば、田畑への被害には「被害程度によって、肉体労働や税金の免除をするように」とあります。ただし、律令に基づく地震への対応を実際に行ったという記録は、あまり残されていません。

# 平安時代の 群馬の 大地震

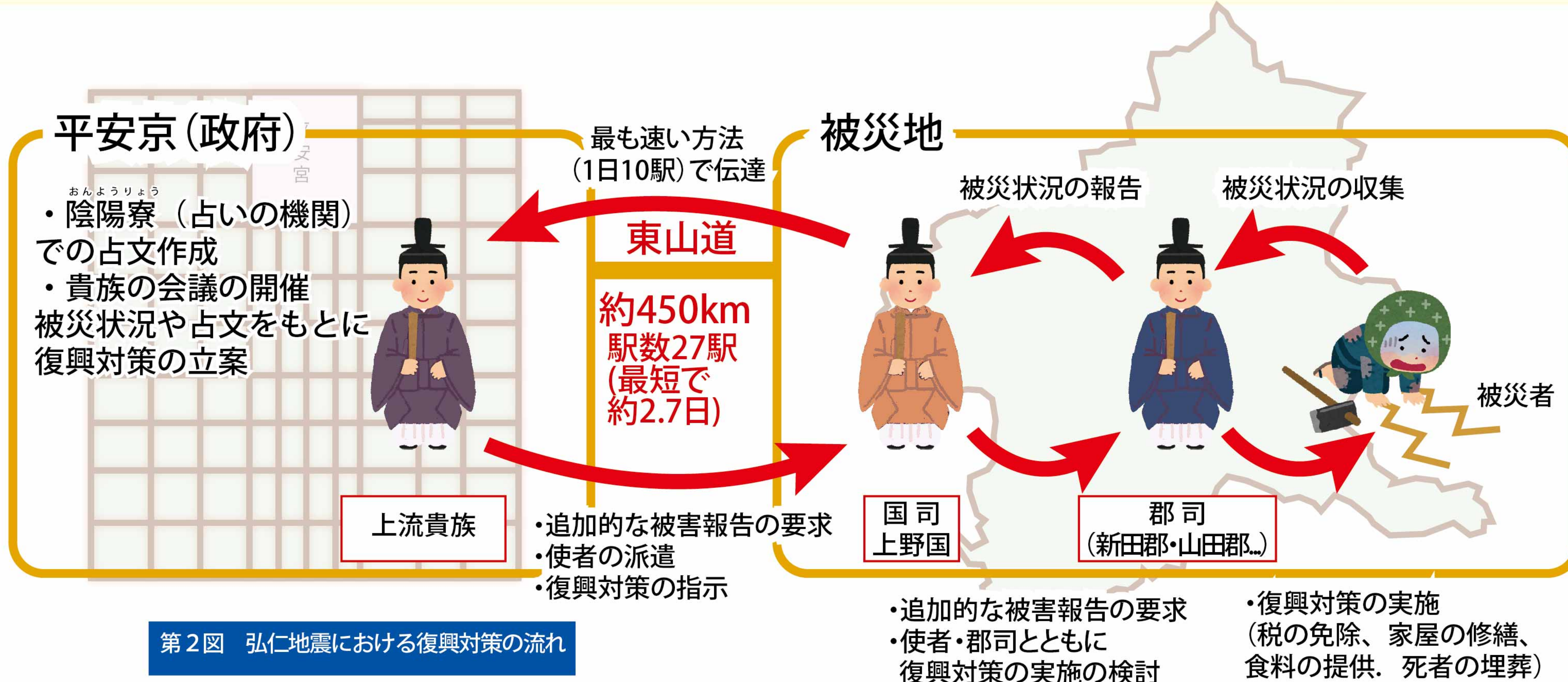
818

2018

# 震災の復興対策は

# 平安時代にもあったの？

## ○復興政策のターニングポイント、弘仁地震



第2図 弘仁地震における復興対策の流れ

第1表 記録に残る9世紀以前に発生した主な地震と復興対策

地震発生年月日	西暦	被災地	地震の規模 (マグニチュード)	復興対策							出典
				使者派遣	賑恤	免税	家屋修理	死者埋葬	宗教的対策	不問民夷	
天武7年12月	679	筑紫	6.5-7.5								日本書紀
天武13年10月14日	684	南海	8.0								日本書紀
大宝元年3月26日	701	丹波	-								続日本紀
和銅8年5月25・26日	715	遠江・三河	6.5-7.5								続日本紀
天平6年4月7日	734	畿内	-								続日本紀
天平16年5月12日	744	肥後	7.0								続日本紀
天平17年4月27日	745	美濃・近畿	7.9								続日本紀
天平宝字6年5月9日	762	美濃・飛騨・信濃	7.0								続日本紀
延暦18年8月11日	799	常陸	-								続日本後紀
弘仁9年7月	818	坂東	7.5	○	○	○	○	○	○	○	類聚国史
天長4年7月12日	827	山城	6.5-7.0	○	○	○	○	○	○	○	類聚国史
天長7年1月3日	830	出羽	7.0-7.5	○	○	○	○	○	○	○	類聚国史
承和8年2月13日	841	信濃	6.5								続日本後紀
*承和8年7月5日	841	伊豆	7.0	○	○	○	○	○	○	○	続日本後紀
*嘉祥3年10月16日	850	出羽	7.0	○	○	○	○	○	○	○	文徳実録
斉衡3年3月	856	山城	6.0-6.5								文徳実録
天安元年3月3日	857	秋田	-								秋田風土記
貞観5年6月17日	863	越中・越後	7.0								三代実録
貞観10年7月8日	868	播磨・山城	7.0								三代実録
貞観11年5月26日	869	陸奥	8.3	○	○	○	○	○	○	○	三代実録
貞観11年7月14日	869	肥後	-								三代実録
元慶2年9月29日	878	南関東	7.4								三代実録
*元慶4年10月14日	880	出雲	7.0								三代実録
元慶4年12月6日	881	山城	6.4								三代実録
元慶5年2月3日	881	平安京	-								三代実録
仁和3年7月30日	887	東南海	8.0-8.5	○	○	○	○	○	○	○	三代実録・類聚国史

\*の記録は被災地からの報告があった日(地震が起こったのはこの日より前)『日本書紀』599-2012(2013)

弘仁9年地震の発生した9世紀(平安時代前期)は、「地震の世紀」と呼べるほど地震が多く起きた時代でした。弘仁9年以降、遠方で発生した規模の大きい地震で、多面的な復興対策が継承・指示されていることがわかります(ピンク色で示した地震)。

弘仁地震は、律令に規定された対策以外の多面的な対策が行われた最初の地震でした。具体的には以下の1)~4)ことが実施されていました。

- 1) 使者の派遣  
弘仁地震では、使者が派遣され、被災地で国司や郡司とともに使者が復興対策の指導にあたりました。
- 2) 総合的な住民救済(賑恤・免税・家屋修理・死者埋葬)  
賑恤とは、政府が一般公民(特に高齢者・病人・困窮者・身寄りのない人)を対象に稲穀などを支給することです。  
免税とは、一般人民(公民)には租(収穫した稲の3%を納めること)、調(各地の特産物を納めること)、庸(労働の代わりに布や米を納めること)、雑徭(一定期間の労働)などの税を免除することで、弘仁地震では租と調が免除されました。

- 3) 宗教的対策  
・神社へ幣帛を奉ること(神祇)  
・寺院や朝廷でお経を読むこと(仏教)  
・地震の原因やさらに起こりうる災害を明らかにする占いを実施すること
- 4) 「民夷を論ぜず」の意図  
弘仁地震に関する記述では、「不問民夷」と書かれていて、公民と俘囚(各国に移配された政府の意向に従わない東北地方の人々(蝦夷=当時は異民族として扱われていた))の身分を区別せず復興対策を実施するよう指示しています。復興対策を身分で差をつけることで争いが表じないように配慮したと考えられます。  
地震の発生は政治に徳の欠けるところがあったためと当時考えられていました。そのため徳のある対策を行うことで、地震の鎮静化をはかる意図もあったのです。

■引き継がれる弘仁地震の復興対策  
弘仁地震は、西暦794(延暦13)年の平安京遷都以来、政府が経験した初めての大地震でした。9世紀を通じて、政府は弘仁地震の復興対策

を、「地震規模」や「地震発生地域」を考慮しながら運用する復興対策のモデルとして位置づけました(第1表)。弘仁地震の経験は、確実に後世へ引き継がれ、活かされたのです。

